

★ 広島県会計規則の一部を改正する規則（規則第三十二号）（審査指導課）

一 改正の要旨

資金前渡の方法による支出については一定の場合を除き証拠書類の添付を要しないこととするため、支出調書の様式を改正した。

二 施行期日

平成二十三年七月四日